

# 一般社団法人岐阜県リハビリテーション協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岐阜県リハビリテーション協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、リハビリテーション専門職における相互の情報交換、連絡および協議し、様々な活動を通じて、岐阜県内のリハビリテーションの普及、向上を図る。もって県民の共生社会の推進と医療・福祉・介護の増進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) リハビリテーション専門職に共通する知識及び技術の向上に関する事業
- (2) リハビリテーション専門職の社会的地位の向上に関する事業
- (3) リハビリテーション専門職に係る人材育成事業
- (4) リハビリテーションに関する普及啓発事業
- (5) リハビリテーション活動を通じた地域づくり支援事業
- (6) 有事及び平時における災害リハビリテーションの支援事業
- (7) 県民の医療・福祉・介護の向上に関する事業
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 公益社団法人岐阜県理学療法士会、一般社団法人岐阜県作業療法士会、岐阜県言語聴覚士会(以下、各士会という)の各正会員

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 当法人の社員は、前項の各士会における正会員 100 名につき 1 名と端数 1 名の割合で選出された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という)上の社員とする。

3 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 代議員が欠けた場合は補欠の代議員を選任することができる。ただし、補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

5 次の各号の一に該当する場合には、代議員資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失したとき
- (2) 会員の権利停止となったとき
- (3) 辞任を申し出たとき

(入会)

第 6 条 当法人の正会員は、各士会へ入会したことをもって入会とする。

2 賛助会員は、理事会が別に定める入会申込書をもって、理事会の承認をもって賛助会員となる。

(会費)

第 7 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 会費は、各士会の当該年度の総会時における正会員より均等に支払われるものとする。

(退会)

第 8 条 正会員は、各士会の退会をもって退会とする。

2 賛助会員は、理事会に別に定める退会届を提出し、任意に退会できる。

(除名)

第 9 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会の 1 週間前までに理由を付して除名をする旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前 2 項により除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該正会員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 正会員が所属する団体が解散したとき。
- (3) 第 7 条の会費支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (4) 総代議員の同意があったとき。

(正会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 正会員が前条によりその資格を喪失したときには、当法人に対する正会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることが出来ない。

(抛出金品の不返還)

第12条 当法人は、既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

2 正会員が第10条によって除名された場合でも既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給基準

(3) 各事業年度の事業報告及び決算報告書（貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）を含む）の承認

(4) 定款の変更

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 当法人の提示社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めた時、又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的である事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に特別の定めがある場合を除き、会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときはあらかじめ定めた順位により他の理事が招集する。

2 社員総会を招集するには、各社員に対して総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、会日の1週間前までに通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項に基づく請求があったときは、30日以内に社員総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第17条 総会は代議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した代議員の中から選任する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した代議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数であって、代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の代議員を代理人として議決権を行使できる。

2 この場合における第17条の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中からその総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 当法人に次の役員を置く。

- |     |            |
|-----|------------|
| 理事  | 6名以上 12名以内 |
| 監事  | 2名以内       |
| 顧問  | 2名以内       |
| 相談役 | 2名以内       |

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会より推薦を受け、総会の決議によってその職に就く。

3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時には、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 理事は、理事会が別に定める職務権限規程により、当法人の業務を円滑に執行する。

5 理事会は、会長及びその他理事以外から、業務を分担執行する者を選任することが出来る。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬・費用等)

第29条 理事及び監事に対して、総会の議決により定められた総額の範囲内で役員報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(責任の一部免除または限定)

第30条 当法人は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することが出来る。

(顧問及び相談役)

第31条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会の諮問に応じて、参考意見を述べること

- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、第27条第1項の規定を準用する。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 顧問及び相談役の取扱いについて、その他の必要事項は、理事会において別に定める。

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所、並びに議事に付議すべき事項の決定
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の決定
- (4) 規程の制定、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長及び副会長の選定及び解職

### (種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当したときに開催をする。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があった時。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

### (招集)

第35条 理事会は会長が招集し、会日の5日前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項に該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時には、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することが出来る。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別に定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会) 第39条 当法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会を代表する者は、理事の求めに応じて理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

## 第8章 財産及び会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(財産の種類)

第41条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、正会員に報告するものとする。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出をしなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置く。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の役員報酬などの支給の基準を記録した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第 1 項の第 1 号及び第 2 号の事項についてはその内容を報告し、その他の書類内容については承認を得なければならない。

4 前 1 及び 2 項の書類の他に、定款、会員名簿、社員名簿を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第 44 条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総社員の過半数であって、代議員の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行うときも、前項と同じ決議を得なければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第 45 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（会計原則等）

第 46 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 47 条 この定款は、総会において総社員の過半数であって、代議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

（解散）

第 48 条 当法人は、法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までの事由のほか、総会において、総社員の過半数であって、代議員の 3 分の 2 以上の決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 49 条 当法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 附則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別定める。

附則

- 1 当法人の最初の事業年度は、第 40 条に規定にかかわらず、当法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 2 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。
- 3 当法人の設立時役員の名は、次のとおりである。

代表理事	柴貴志
	住所 岐阜県中津川市千旦林 2040 番地の 2
理事	柴貴志
	住所 岐阜県中津川市千旦林 2040 番地の 2
理事	舟木一夫
	住所 岐阜県岐阜市小野 1 丁目 96 番地 5
理事	須貝里幸
	住所 岐阜県大垣市鶴見町 30 番地 18
理事	佐野和幸
	住所 岐阜県羽島市上中町沖 2588 番地 1
理事	和田範文
	住所 岐阜県岐阜市岩井 380 番地 111
理事	岸本泰樹
	住所 岐阜県大垣市緑園 28 番地 5 フレストステージ大垣緑園西館 402
監事	廣渡洋史
	住所 岐阜県岐阜市岩田西 1 丁目 331 番地 3
監事	倉知雅史
	住所 岐阜県大垣市笠木町 560 番地 ボヌール SEK IWA 22 B 棟 201 号

- 4 当法人の設立時社員は次の通りである。

岐阜県岐阜市藪田南一丁目 11 番 12 号

公益社団法人岐阜県理学療法士会

岐阜県岐阜市黒野 180 番地

一般社団法人岐阜県作業療法士会

岐阜県揖斐郡池田町白鳥 104 番地 サンビレッジ国際医療福祉専門学校 言語聴覚学科内

岐阜県言語聴覚士会

5 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の府令に従う。

以上、一般社団法人岐阜県リハビリテーション協議会を設立するため、設立時社員公益社団法人岐阜県理学療法士会、同一般社団法人岐阜県作業療法士会、同岐阜県言語聴覚士会の定款作成代理人である行政書士井戸 憲一郎が電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 30 年 12 月 7 日設立時社員

○岐阜県岐阜市藪田南一丁目 11 番 12 号

公益社団法人岐阜県理学療法士会 代表理事 舟木一夫

○岐阜県岐阜市黒野 180 番地

一般社団法人岐阜県作業療法士会 代表理事 須貝里幸

○岐阜県揖斐郡池田町白鳥 104 番地 サンビレッジ国際医療福祉専門学校 言語聴覚学科内

岐阜県言語聴覚士会 会長 佐野和幸

上記設立時社員 公益社団法人岐阜県理学療法士会、  
同一般社団法人岐阜県作業療法士会、  
同岐阜県言語聴覚士会

定款作成代理人

行政書士 井戸 憲一郎

令和 5 年 6 月 11 日 第 5 条改正